

## 病気やケガで長期間働けなくなった時の収入を補う 長期収入サポート制度のご案内

GLTD(団体長期障害所得補償保険)

### 変更点について

◆既加入者

◆未加入者

#### □ 今年度よりWEB申し込みに変更となりました。

◆「未加入者」「既加入者」によって右記二次元バーコードからWEB募集ページを開きお手続きください。



◆組合から別途発信している募集案内メールをご確認ください。  
既加入者は「仮ユーザー名」「仮パスワード」からアクセス要。  
未加入者は「認証コード」が必要。

#### □ 休職期間中（産前産後休暇・育児休暇・介護休暇等）も継続加入していただけます。

◆休職既加入中の病気・ケガにも継続的に備えることが可能です。

定年規定改定にあわせ65歳プランを新設しております。ぜひプラン変更もご検討ください。

お申込み締切日 2025年11月5日(水)

団体割引率  
**30%**

#### 保険期間

2026年2月1日日曜午後4時から2027年2月1日午後4時

#### 1口あたり月額保険

A(60歳プラン) : 1,540円 B(65歳プラン) : 2,460円

※保険料は概算保険料です。実際のご加入者の加入率や年齢構成等によって変更する場合がございます。

#### 保険料口座振替

2026年1月初回口座振替

※新規お申込みの方はWEB手続き後ご自宅へ振替用紙を直送いたします。

新規加入ならびご加入プランの変更は、毎年この時期(保険開始は2026年1月1日～)のみに行うことができます。

### お申し込み方法

#### 新規 お申込みの方

WEBのページより、ご希望のプラン、口数をお申し込みください。

#### ご加入中の方

プラン変更の有無とわざ、保険料をご確認ください。ご加入内容に変更（脱退を含む）がある場合は、お申込みページより変更のお手続きをお願いします。

保険証券発送のため住所変更がある場合は、ご登録をお願い致します。

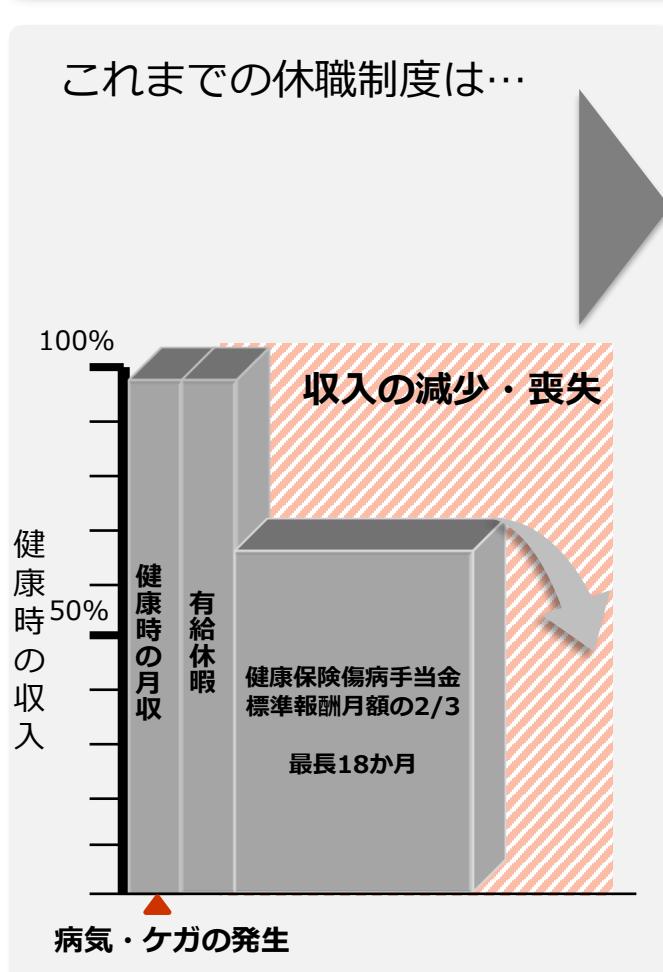
# 病気やケガで働けなくなったとき、生活はどうなる？

状況	死亡の場合	働けない場合	最長満 60歳
公的補償	遺族年金	障害年金	
住宅ローン	団体信用生命保険	ローン返済原則継続	
家族 保険	働いて収入を 得ることが可能	介護等により 働くことは困難	
	生命保険	?	

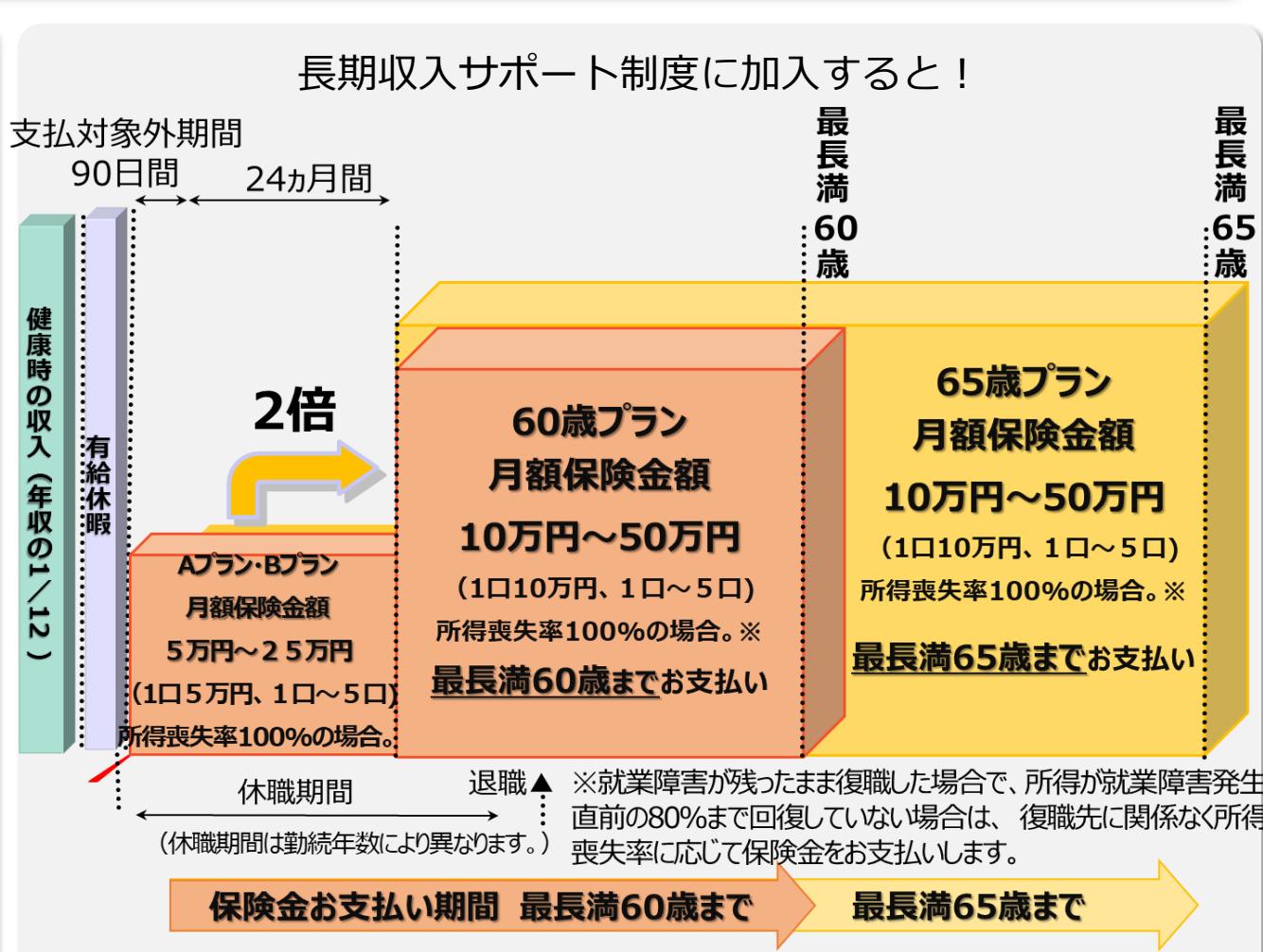


## 補償制度のイメージ

これまでの休職制度は…



長期収入サポート制度に加入すると！



これまでの休業補償制度を簡単に表しています。ある程度の補償はありますが、傷病が長期化した場合には、収入がまったくなくなってしまうなど、対応しきれていないということが分かります。

☆お支払いする保険金は、**対象期間開始後24ヶ月間**：1口あたり月額5万円、24ヶ月以降：1口あたり月額10万円です。

☆加入口数は1口から5口となります。対象期間開始日から24ヶ月経過後の保険金月額（1口10万円）が**年収の1/12の80%**の範囲内となるようにお申込みください。

年収500万円の方の場合、 $500\text{万円} \times 1/12 \times 80\% = 33.3\text{万円} \Rightarrow 3\text{口}$ （対象期間開始日から24ヶ月経過後の保険金月額：30万円）までご加入いただけます。

## ご加入の事例

### ◆1口あたりの月額保険料（※1）

**A(60歳プラン) : 1,540円**

**Bプラン(65歳プラン) : 2,460円**

※1 2025年度の場合。この保険料は概算保険料です。保険料は実際のご加入者の加入率や年齢構成等によって変更する場合がございます。

### ◆40歳・男性・A (60歳プラン) 加入の場合

**保険金額（加入口数）: 20万円**

**月額保険料 : 3,080円**

保険料は年齢にかかわらず、1口一率1,540円でご加入いただけます。

◆60歳プランで満期になる方は65歳プランへの変更をご検討ください！



# GLTD制度のポイント

- ◆ **最長60歳もしくは65歳までのロング補償。**  
**病気やケガで働けない状態が続く限り退職後も補償が続きます。**  
※60歳もしくは65歳までの期間が3年に満たない場合には最長3年間の補償  
※精神障害は最長2年間の補償

- ◆ **業務中・業務外に関わらず24時間補償**  
労災保険ではないので、就業障害の原因となる病気やケガの発生は  
業務中・業務外・国内外問わず24時間補償対象です。

- ◆ **入院中だけでなく自宅療養中も補償対象**  
入院中に限らず、通院・自宅療養・リハビリテーション中も、  
保険金支払い条件を満たしている限り補償対象です。

- ◆ **特約も充実**
  - 精神障害補償特約（最長24か月の補償）（注1）
  - 妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）

（注1）気分障害（躁病、うつ病など）、不安障害、統合失調症など一部の精神障害による就業障害は補償の対象となります。  
詳しくは重要事項等説明書をご参照ください。

## Q&A よくある質問

**Q1 「GLTD制度」に加入するメリットは何ですか？**

**A** 会社がベースの補償を提供している点や団体割引（30%）などがあります。

**Q2 他の保険（生命保険、医療保険、傷害保険）とどこが違うのですか？**

**A** 死亡時を保障する生命保険、病気やケガの治療費を補償する医療保険・損害保険は、日常生活費以外の突発的な出費に備えるためのものであり、一般的に生命保険の保険金は一時金、医療保険・傷害保険の入院給付金の給付限度日数は120日～180日程度と短期間になっています。団体長期障害所得補償は、病気やケガで働けなくなった時に日常生活を維持していくための収入の一部を補償するものです。

**Q3 加入プランの変更は、いつでも行うことができますか？**

**A** できません。  
加入プランの変更は更改時（毎年2月1日）のみに行うことができます。  
(なお、更改手続きは毎年10月頃行います。)

**Q4 口座変更したいときはどうしたらいいですか？**

**A** 保険代理店までご連絡ください。

**Q5 毎年更新のご案内はどのように案内されますか？**

**A** 毎年10月に組合よりメールにてご案内いたします。メールのみのご案内となりますので、ご注意ください。お手続きがない場合は自動更新となります。

期日	お申し込み期間 2025年10月10日（金）から 2025年11月5日（水）まで
保険始期日	任意加入型・・・2026年2月1日午後4時から1年間 ※保険期間1年のご契約で、原則として加入資格を満たすかぎり、 ご契約は自動継続契約となります。
保険料	ご加入いただく場合の保険料につきましては、申込みページをご確認ください。
対象者	住友電気工業労働組合の「組合員」「組合OB」のうち2026年2月1日時点のご年齢が満65歳未満の方。 ※健康状態により、ご加入が出来ない場合や引受条件の制限を設けさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください <b>【重要】</b> <b>退職した場合は解約手続きが必要です。必ず解約のご連絡をお願いします。</b>
保険料口座振替	任意加入プランの保険料は口座振替となります。 第1回目の保険料控除は2026年1月となります。 ※保険料は性別・年齢および実際のご加入者の加入率や年齢構成等によって変更する場合がございます。更改時(毎年2月1日)に上記に応じて変わります。
税務上の取扱い	保険料は年末調整の対象となります。（2025年8月現在） 他の介護医療保険料と合算して、所得税については年間最高4万円が、住民税については年間最高2万8千円が、所得金額から控除されます。
引受保険会社	<b>キャピタル損害保険株式会社</b> 営業部門 担当：松原 〒102-0073 東京都千代田区九段北一丁目8番10号 住友不動産九段ビル11階 <b>TEL：0120-777-970 受付時間：9時～17時（土日祝日を除く）</b> TEL：03-5276-5602 FAX 03-5276-5609
取扱代理店	<b>株式会社アドバンテッジリスクマネジメント</b> 〒153-0051 東京都目黒区上目黒2-1-1 中目黒G Tタワー9階 <b>TEL：0120-921-387 受付時間：10時～16時（土日祝日を除く）</b>
その他	当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 <b>一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター</b> <b>TEL：03-4332-5241(全国共通)</b> 受付時間：9時15分～17時（土日祝日・年末年始を除く）

保険内容に関するお問い合わせ・ご相談、保険金請求のご相談は、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントまでお気軽にお問合せください。

保険内容の  
ご相談

0120-921-387

保険金請求の  
ご相談

0120-567-906

受付時間 10:00～16:00 (祝祭日を除く月～金)

本制度は、保険約款および引受保険会社と締結した契約申込書等に基づき運営いたします。

このパンフレットは、補償の内容についてわかりやすく説明したものです。詳細な補償の内容については「重要事項等説明書」も併せてご確認ください